

四日市市告示第 2 3 6 号

地域スポーツ振興事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 9 日

四日市市長 森 智 広

地域スポーツ振興事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱
地域スポーツ振興事業費補助金交付要綱（令和 3 年四日市市告示第 2 0 5 号）の
一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 (施行期日) 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>令和 9 年 3 月 3 1 日</u> 限りその効力を失う。	附 則 (施行期日) 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>令和 6 年 3 月 3 1 日</u> 限りその効力を失う。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。